
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 6 年下川町議会定例会を再開し、9 月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、3 番 小原仁興 議員及び 4 番 中田豪之助 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 6 年下川町議会定例会 9 月定例会議の運営について、去る 9 月 4 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

9 月定例会議の提案事項については、町長提案が 19 件で、内容は、行政報告 1 件、条例改正 2 件、一般議案 5 件、補正予算 6 件、決算認定 2 件、選任同意 1 件、報告 2 件でありました。

また、議会提案は 1 件で、内容は委員会報告 1 件であります。

これらの状況を考慮し、9 月定例会議の審議を要する期間については、本日 9 月 9 日から 19 日の 11 日間とすることとし、本会議については、本日 9 日、12 日及び 19 日の 3 日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。条例改正の「下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」及び補正予算の「令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

また、令和 5 年度下川町会計決算認定等 2 件については、決算認定特別委員会を設置して審査を付託し、10 日から 17 日の休日を除く 5 日間の日程で審査をしていただくことにいたしました。

その他の町長提出案件 15 件、議会提案 1 件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問については、3 名の議員から通告がありました。

このことから、9 月 12 日に 3 名の一般質問を行うことにいたしました。なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、9月定例会議の審議を要する期間について、本日9日から19日までの11日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、9月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日9日から19日までの11日間とします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） おはようございます。行政報告を行う前に、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、時節柄何かと御多用のところ、議会9月定例会議に全員の御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

本定例会議に提案させていただく議案は、条例案件2件、規約の変更1件、表彰条例に基づく表彰3件、訴えの提起1件、予算案件6件、認定案件2件、同意案件1件、報告案件2件の計18件でございまして、ほかに1件について行政報告を述べさせていただくところでございます。提案内容につきましては、それぞれ提案時に申し上げたいと存じますので、よろしく御審議の上、御協賛賜りたく、お願いを申し上げます。

それでは、令和6年度主要建設工事の発注状況についての行政報告を述べさせていただきます。

本年度の主要建設工事につきまして、8月末現在の発注状況を御報告申し上げます。

参考資料として、主要建設工事発注状況を添付してございますが、これまでに4回の建設工事入札を実施しており、主要建設工事の発注予定件数22件に対し20件を発注し、発注率は90.91%となっております。

なお、これまでの主要建設工事の発注額は、土木工事が、8件で2億7,764万円、建築工事が、6件で8,843万円、その他工事が、6件で8,212万円、合計20件で4億4,819万円となっております。

以上申し上げまして、令和6年度主要建設工事の発注状況の報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 5 議案第 23 号「下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 23 号 下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町総合福祉センターの機能訓練室の使用料を廃止し、条例中別表第 2 の 4 「下川町総合福祉センター」の「機能訓練室」を削るもの、並びに条例中の別表第 3 に「下川町まちおこしセンター」の休館日、開館時間及び使用期間を追加するものであります。

はじめに、下川町総合福祉センターの機能訓練室使用料の廃止につきましては、現在、機能訓練室に設置されているエアロバイク及びウォーキングマシンを使用するに当たり、機能訓練室の使用料を徴収しているところですが、これらの運動機器の故障等が少なからず生じている中で、利用者に事故等が発生した場合、町として運動機器の設置に係る管理上の責任を負うことのほか、運動機器の修理に係る費用が多額となる場合があることから、その利用を令和 7 年 2 月 28 日限りで終了することとしたことに伴い、機能訓練室の使用料を徴収する目的が喪失するものでございます。

次に、下川町まちおこしセンターにつきましては、民間活力による効果的な管理を図るため、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理者に管理を行わせるため、必要な条例の改正を行うものであります。

なお、今後、指定管理者の選定を進め、12 月定例会議において、指定管理者の指定に関する議案を提案するよう事務を進めてまいります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 23 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 24 号「下川町国民健康保険条例及び下川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 24 号 下川町国民健康保険条例及び下川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、いわゆる「改正マイナンバー法」により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止されることに伴い、第 1 条の「下川町国民健康保険条例の一部改正」において、国民健康保険法第 127 条第 1 項から「被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し 10 万円以下の過料を科する規定を設けることができる」との規定が削除されることとなったことを受け、本条例にも同様の規定が設けられているところ、これを削除する改正を行うものであります。

次に、第 2 条の「下川町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正」において、医療機関等に対して被保険者証及び組合員証を提示する規定を、電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けることへの改正等を行うものであります。

施行期日は、改正マイナンバー法の施行日と同じく、本年 12 月 2 日とするものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 25 号「北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 25 号 北海道後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による「マイナンバーカード」と「被保険者証」一体化に伴い、北海道後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更するもので、地方自治法第 291 条の 11 の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 議案第 26 号「下川町表彰条例に基づく表彰について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 26 号 下川町表彰条例に基づく表彰について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、下川町表彰条例第 3 条の規定に基づき、町の自治、教育文化、産業及び社会福祉など、町勢の進展に特に貢献し、功労のあった方に対する功労表彰の決定について、議決をいただくものでございます。

今回提案いたします、元下川町代表監査委員 ^{はました しんいちろう} 濱下 伸一郎 氏につきましては、8 月 29 日に表彰審査委員会を開催し、満場一致で賛同を得たところでございます。

元下川町代表監査委員 濱下 伸一郎 氏の御功労につきましては、別紙参考資料に添付させていただいておりますが、平成 7 年 5 月 9 日から平成 27 年 5 月 10 日までの 20 年間にわたり、下川町代表監査委員を務められ、監査業務に精励し、地方行政の運営の確保に寄与され、卓越した手腕を発揮し、地方自治の進展に多大な功労をされたものであり、このたび功労表彰の提案をするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 議案第 27 号「下川町表彰条例に基づく表彰について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 27 号 下川町表彰条例に基づく表彰について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、下川町表彰条例第 3 条の規定に基づき、町の自治、教育文化、産業及び社会福祉など、町勢の伸展に特に貢献し、功労のあった方に対する功労表彰の決定について、議決をいただくものでございます。

今回提案いたします、元下川町農業委員会委員 藤原 基喜^{ふじはら もとき}氏につきましては、8 月 29 日に表彰審査委員会を開催し、満場一致で賛同を得たところでございます。

元下川町農業委員会委員 藤原 基喜 氏の御功労につきましては、別紙参考資料に添付させていただいておりますが、昭和 59 年 7 月 20 日から平成 29 年 7 月 19 日までの 33 年間にわたり、下川町農業委員会委員を務められ、農業者の代表として地域農業の体質強化や農業振興に尽力されました。

その間、会長職務代理を平成 17 年 7 月 20 日から 6 年間、会長を平成 23 年 7 月 20 日から 6 年間務められ、卓越した手腕を発揮し、地域農業の伸展と農業振興に多大な功労をされたものであり、このたび功労表彰の提案をするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 議案第 28 号「下川町表彰条例に基づく表彰について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 28 号 下川町表彰条例に基づく表彰について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、下川町表彰条例第 3 条の規定に基づき、町の自治、教育文化、産業及び社会福祉など、町勢の伸展に特に貢献し、功労のあった方に対する功労表彰の決定について、議決をいただくものでございます。

今回提案いたします、前下川町長 ^{たに かずゆき} 谷 一之 氏につきましては、8 月 29 日に表彰審査委員会を開催し、満場一致で賛同を得たところでございます。

前下川町長 谷 一之 氏の御功労につきましては、別紙参考資料に添付させていただいておりますが、平成 7 年 5 月に下川町議会議員に当選以来、平成 27 年 3 月までの連続 5 期 19 年 11 か月間の長きにわたり、議会議員を務められました。

その間、副議長を 2 期 8 年間、議長を 1 期 3 年 11 か月間務めるとともに、総務産業常任委員会委員長等を務められております。

その後、平成 27 年 5 月に下川町長に当選以来、令和 5 年 4 月までの連続 2 期 8 年間、町長として卓越した手腕を発揮し、地方自治の伸展と地域振興に寄与され、多大な功労をされたものであり、このたび功労表彰の提案をするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 11 議案第 29 号「訴えの提起について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 29 号 訴えの提起について、提案理由を申し上げます。

本案は、既に下川町営住宅を退去した被告となる者に対し、未納下川町営住宅使用料等の請求及び督促等により支払を求めてきましたが、令和 6 年度 5 月段階でも応じていただけない状況にあるため、滞納下川町営住宅使用料等の請求訴えを提起したく、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは、議案第 29 号 訴えの提起について、説明資料に基づきまして御説明申し上げます。

本件は、平成 25 年 6 月から平成 28 年 6 月まで町営住宅に入居していた者ですが、居住

していたときから支払が遅れていたことにより、家賃等納付誓約書を取り交わして計画的納付をお約束していただいております。

平成 29 年 7 月を最後に支払が滞り、電話により支払催促を行ってまいりましたが、約束を反故されることが多く、督促状にも応じていただけないことから、令和 6 年 5 月 27 日に、住宅料等 35 万 818 円の支払督促の申立てを行ったところでございます。

今回、訴えを提起する理由には、相手方より令和 6 年 7 月に支払督促に対して異議申立てがあり、支払督促が確定しないことから、家賃等請求事件として訴えを提起いたしたく、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 30 号「令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 30 号 令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度一般会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出にそれぞれ 6,420 万 8,000 円を追加し、総額を 57 億 4,148 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、国の制度改正に係るもの、緊急を要するもの、職員の人事異動等に係るものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、地域情報通信基盤整備事業に係る経費、戸籍等証明・国民年金手続事務に係る経費を、民生費では、児童手当支給事業に係る経費を計上しております。

衛生費では、定期予防接種事業に係る経費を、農林業費では、畑地化促進事業に係る支援金、育苗施設活用推進事業に係る経費、有害鳥獣捕獲等事業に係る経費を計上しております。

商工労働費では、中小企業振興事業に係る補助金及び利子補給金を、土木費では、道路橋梁河川維持補修事業に係る経費を計上しております。

教育費では、多目的宿泊交流施設管理事業に係る経費、特別支援教育事業に係る経費、G I G A スクール構想事業に係る経費を、職員給与費では、職員の人事異動等に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、町税、地方交付税、諸収入、町債等をそれぞれ計上しております。

また、令和 6 年度の普通交付税の額がこのほど決定しましたので、その内容を御報告申し上げます。

今年度の交付決定額は 26 億 9,025 万 3,000 円で、前年度比プラス 1.3%、3,405 万 4,000 円の増額となりました。

次に、第 2 条の繰越明許費につきましては、戸籍システム機器更新事業を追加するものであります。

戸籍システムにつきましては、令和元年度に士別市、名寄市、剣淵町、音威子府村、下川町の 5 市町村の共同利用により導入をし、運用しておりますが、このたび経年に伴い更新を行うもので、令和 6 年度内に完了することが困難なことから、繰越明許費として予算に定めて執行するものでございます。

第 3 条の地方債の変更につきましては、臨時財政対策債の決定に伴い変更するものでございます。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 30 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 13 議案第 31 号「令和 6 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 31 号 令和 6 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度介護保険特別会計の第 2 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 2 万円を減額し、歳入歳出総額を 4 億 8,550 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、振込手数料等の改定に伴い手数料を増額計上するほか、地域支援事業費で、職員の異動に伴い人件費を減額計上しております。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 53 万 2,000 円を減額し、歳入歳出総額を 3 億 3,684 万 8,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、職員の異動、退職、採用に伴い、給料、共済費を減額し、職員手当、負担金を増額計上するとともに、振込手数料等の改定に伴い、手数料を増額計上するものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 14 議案第 32 号「令和 6 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 32 号 令和 6 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 286 万 9,000 円を減額し、総額を 4 億 8,896 万 1,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、人事異動に伴う減額、ヘルスアップ事業の実施に伴う会計年度任用職員の任用に係る経費を増額、保険税の過年度歳出還付金を増額計上しております。

歳入におきましては、一般会計繰入金を減額、事業採択に伴い交付金を増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 32 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 議案第 33 号「令和 6 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 33 号 令和 6 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度下川町下水道事業会計の第 2 回目の補正予算でありまして、収益的収入において 210 万 7,000 円を増額し、総額を 2 億 2,898 万 9,000 円とするほか、収益的支出において 35 万 7,000 円を増額し、総額を 2 億 1,987 万 6,000 円とするものであります。

また、資本的支出において 175 万円を増額し、総額を 1 億 567 万 7,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出では、収益的収入において、収益的支出及び資本的支出の補正に係る財源調整として、他会計補助金を増額するほか、収益的支出において、振込手数料等の改定に伴う手数料及び令和 5 年度消費税及び地方消費税の確定に係るその他特別損失を増額計上するものであります。

資本的収入及び支出では、資本的支出において、公共下水道公共枿設置に係る工事請負費を増額計上するものであります。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 33 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 16 議案第 34 号「令和 6 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 34 号 令和 6 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度下川町簡易水道事業会計の第 1 回目の補正予算でありまして、収益的支出において 303 万 8,000 円を減額し、総額を 1 億 8,498 万 1,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的収入及び支出では、収益的支出において、人事異動等に伴う人件費の減額及び令和 6 年 6 月分賞与額の確定に伴い、その他特別損失を減額するほか、振込手数料等の改定に伴い、手数料を増額計上するものであります。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 34 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 17 議案第 35 号「令和 6 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 35 号 令和 6 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度下川町病院事業会計の第 1 回目の補正予算でありまして、収益的収入及び支出において、病院事業収益を 3,043 万 2,000 円増額し、収入総額を 5 億 6,361 万 7,000 円とし、支出におきましては、病院事業費用を 1,052 万 1,000 円増額し、支出総額を 5 億 9,244 万 8,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的収入におきましては、新型コロナワクチン定期接種に伴う増額、名寄市立総合病院との医師相互派遣に伴う負担金の増額、長期前受金調整に伴う増額及び診療報酬等調整に伴う増額分を計上しております。

収益的支出におきましては、名寄市立総合病院との医師相互派遣に伴う医師報酬の増額、新型コロナワクチン定期接種に伴う診療材料費の増額分を計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほど

お願い申し上げます。なお、詳細につきましては、事務長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 羽場病院事務長。

○町立病院事務長（羽場剛健君） 私の方から、議案第 35 号 令和 6 年度下川町病院事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、御説明申し上げます。

お配りしております、議案第 35 号説明資料の補正予算概要書により説明させていただきます。

今回の補正の主な要因といたしましては、新型コロナワクチン定期接種に伴う補正、名寄市立総合病院との医師相互派遣に伴う補正、長期前受金調整に伴う補正、診療報酬等調整に伴う補正でございます。

内容につきましては、医業収益におきまして、本年度から新型コロナワクチンの接種が定期接種に位置づけられます。当院での接種人数を見込み、公衆衛生活動収益の予防接種等収益として 1,071 万円を計上するものでございます。

次に、名寄市立総合病院の糖尿内科医師が不足しておりまして、当院への副院長への派遣依頼がありました。4 月から毎週水曜日の午前中に派遣しております。その派遣に伴う、医師派遣負担金として、名寄市立総合病院からの収入として 182 万円を計上するものでございます。この派遣は 9 月末までとなっております。

次に、医業外収益です。長期前受金でございますが、この長期前受金というのはですね、減価償却を行うべき固定資産の取得…備品とかですけれども、そちらの取得に充てるための補助金等の交付を受けた際にはですね、長期前受金として整理することとなっております。その取得した資産の減価償却に合わせて、毎年度、長期前受金戻入として収益化するものでございます。

本来でございますと、当初予算で計上するものでございますが、令和 5 年度の決算において、これまでの長期前受金、調整整理したことから、今年度収益化する長期前受金戻入として 1,634 万 4000 円を計上するものでございます。

次に、特別利益として、令和 6 年 2 月 3 月分の診療報酬調定額に対する返礼等による増額分として、過年度損益修正益 155 万 8,000 円を計上するものでございます。

こちらは例年説明してございますが、社保支払基金、国保連合会では、各病院の請求内容を精査し、返戻査定等が生じます。

請求 2 か月後…審査された後に、確定額が入金されますが、4 月から 1 月分の診療報酬は年度内で調整しておりますけれども、病院事業の会計期間が 4 月から 3 月のため、2 月と 3 月の診療報酬が新年度の過年度分の未収金として取り扱われることから、今年度における過年度損益修正益として予算計上し、2 月、3 月分の未収金への振替処理をして調整するものとなり、合計で 156 万 8,767 円となります。当初で 1 万円計上してありますので、補正額としては 155 万 8,000 円となっております。

次に、医業費用でございます。先ほど御説明いたしました、副院長の派遣に伴い、その派遣している間、当院の副院長が不在となります。そのことから、名寄市立総合病院から医師をその間派遣していただいております、その出張医報酬として、医業費用の給与費におい

て 182 万円を計上するものでございます。

次に、先ほど御説明いたしました、新型コロナワクチンについては、今後、医療機関において購入することになります。そのことから、診療材料費として 870 万 1,000 円を計上するものでございます。

また、診療材料費を増額補正することから、議案の第 3 条において、たな卸資産購入限度額を 5,233 万 1,000 円としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 18 認定第 1 号「令和 5 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定について」及び、日程第 19 認定第 2 号「令和 5 年度下川町公営企業会計決算認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 認定第 1 号 令和 5 年度下川町各種会計歳入歳出決算認定及び、

認定第2号 令和5年度下川町公営企業会計決算認定について、一括して提案理由を申し上げます。

両案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和5年度下川町一般会計、下川町下水道事業特別会計、下川町簡易水道事業特別会計、下川町介護保険特別会計、下川町国民健康保険事業特別会計及び下川町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算認定と、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度下川町病院事業会計について、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものであります。

その内容について申し上げますと、まず、一般会計につきましては、歳入額56億7,280万1,000円、歳出額55億2,346万5,000円で、差引残額1億4,933万6,000円となりますが、繰越明許費繰越額151万8,000円を控除し、7,640万円を決算積立として積み立ていたしまして、残る7,141万8,000円を令和6年度に繰り越すものでございます。

下水道事業及び簡易水道事業につきましては、令和6年4月1日から公営企業会計を適用したため、令和6年3月31日をもって、出納を閉鎖する打切決算を行っております。

下水道事業特別会計における打切決算額は、歳入額3億4,517万8,000円、歳出額3億3,758万円で、差し引き759万8,000円を令和6年度下水道事業会計へ引き継いでおります。

簡易水道事業特別会計における打切決算額は、歳入額15億1,788万円、歳出額15億1,490万4,000円で、差し引き297万6,000円を令和6年度簡易水道事業会計へ引き継いでおります。

介護保険特別会計においては、介護保険事業勘定で、歳入額4億8,911万4,000円、歳出額4億5,417万7,000円で、差引残額3,493万7,000円となりますが、このうち1,747万円を決算積立とし、残る1,746万7,000円を令和6年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額3億2,708万1,000円、歳出額3億2,237万3,000円で、差引残額470万8,000円を令和6年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計においては、歳入額3億8,830万3,000円、歳出額3億8,650万3,000円で、差引残額180万円となりますが、このうち91万円を決算積立とし、残る89万円を令和6年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計においては、歳入額6,376万4,000円、歳出が6,366万5,000円で、差引残額9万9,000円を令和6年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の内容について申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額5億2,455万5,000円、支出額5億5,295万3,000円で、差し引き2,839万8,000円の当年度純損失となります。

資本的収支につきましては、収入額1,998万3,000円、支出額で2,408万円、差し引き409万7,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

以上、別途配布しました決算書により、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

認定第1号及び認定第2号については、決算認定特別委員会を設置して付託審査にしたいと存じますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は決算認定特別委員会を設置し、同特別委員会に付託することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、

1番 桜木 誠 議員。

2番 奥崎裕子 議員。

3番 小原仁興 議員。

4番 中田豪之助 議員。

5番 大西 功 議員。

6番 斉藤好信 議員。

以上のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(我孫子洋昌君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算認定特別委員会の委員長及び副委員長の選出をしていただきます。

ここで、正副委員長が選出されるまでの間、休憩いたします。

○事務局長(神野みゆき君) お知らせいたします。特別委員会委員は、応接室までお越しくださるようお願いいたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前11時 8分

○議長(我孫子洋昌君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算認定特別委員会の委員長及び副委員長が選出されましたので、報告いたします。
委員長には、2 番 奥崎裕子 議員。
副委員長には、5 番 大西 功 議員。
以上のとおり決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 20 同意第 3 号「下川町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 同意第 3 号 下川町教育委員会委員の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、教育委員の石谷 ^{いしたに ひでと} 英人 氏が、本年 9 月 30 日をもって任期満了になりますので、同氏を委員として再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

石谷氏は、平成 20 年 10 月から教育委員としてその職責を果たされており、人柄も温厚篤実にして、人格識見ともに優れ、学校教育をはじめ社会教育にも精通されていることから、教育委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第 3 号については、討論を省略することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、同意第 3 号は討論を省略いたします。

これから、同意第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり同意とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第21 報告第6号「令和5年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第6号 令和5年度決算に基づく下川町健全化判断比率及び資金不足比率について、御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和5年度決算に係る健全化判断比率と資金不足比率について、監査委員の審査が終了しましたので、意見を付して報告するものであります。

この財政健全化法は、自治体の財政破綻を未然に防ぐため、財政状況をより詳しく把握し、早期に健全化を促すための法律でございまして、健全化判断比率である4つの指標と公営企業ごとの資金不足比率の財政指標を算定することとなっております。

8月21日に監査委員に各比率について審査をいただき、別紙のとおり良好な状態であると御意見をいただいております。

まず、一般会計に赤字がどれくらいあったかを表す実質赤字比率では、早期健全化基準15%以上に対し、赤字がないという結果であり、病院事業会計などを含む全会計を連結してどれくらい赤字があったかを表す連結実質赤字比率についても、早期健全化基準20%以上に対し、赤字がなく、いずれも数値が表示されない結果でございます。

次に、一般会計が公債費の元利償還金や元利償還金に準ずるものをどれくらい支出しているかを表す実質公債費比率は、早期健全化基準の25%以上に対し、昨年度から0.5%増の7%となっております。

また、一般会計において負担する将来の負担額を現在どれくらい持っているかを表す将来負担比率では、早期健全化基準350%以上に対し、昨年度から1.7%増の11.3%となっております。

最後に、公営企業ごとに赤字がどれくらいあったかを表す資金不足比率は、経営健全化基準20%以上に対し、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計、病院事業会計、いずれも資金不足額がなく、数値が表示されない結果でございます。

このように健全化判断比率であります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、公営企業の資金不足比率の全ての比率が、基準を下回っていることを御報告申し上げます。

なお、今後におきましても、将来を見据え、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第22 報告第7号「専決処分（第3号）の報告について」

を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第7号 専決処分（第3号）の報告について、御報告を申し上げます。

本案は、令和6年6月定例会議において議決いただきました「あけぼの団地線外2路線道路改良舗装工事」に係る工事請負契約について、設計変更に伴う契約金額の変更が生じたことから、令和6年8月7日に専決処分をしたものであります。

専決処分の内容を申し上げますと、道路縦断排水側溝に設置する集水枥等の高さの嵩上げを行うもので、契約金額を15万4,000円増額するものであります。

以上申し上げます、専決処分（第3号）の報告といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは、私の方から説明申し上げます。今回、専決処分いたしました「あけぼの団地線外2路線道路改良舗装工事の請負契約金額の変更について」ということで、今回、変更前契約額が6,314万円に対しまして、増額金額といたしまして15万4,000円、変更後の契約額が6,329万4,000円となっております。

こちらの契約の相手方といたしましては、「谷・安田建設・筒淵建設特定建設工事共同企業体」となっております。

今回の変更理由でございますが、道路縦断排水側溝に設置する集水枥等の高さが300mm足りなかったことから、桁上げを行うような工事を実施させていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、9月定例会議の再開は、9月12日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前11時18分 散会